

年金を知り定年後も働く

労働力人口の減少で高齢者の就労が求められる中、かねてシニア層の働く意欲を阻害するといわれてきたのが「**在職老齢年金**」です。定年後も会社などで働き続けると、場合によってはその間、厚生年金の受給額が減らされてしまう。聞いたことがある人もいるでしょうが、勘違いしている部分も多い。仕組みを知ったうえで自分に合った働き方を選びましょう。

在職老齢年金とは…

60歳以降、**在職しながら受ける老齢基礎年金を在職老齢年金**といい、**賃金と年金額に応じて年金額の一部または全部が支給停止**されます。減額される額は、報酬(給料+12等分したボーナス)と年金額の額によって決まります。

60歳台前半の在職老齢年金のうち対象となる部分

60歳	61歳～64歳 (特例支給開始年齢※)	65歳
特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金
色つきの部分が調整の対象	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)	老齢基礎年金
※特例支給開始年齢 昭和16年4月2日～24年4月1日生男子 昭和21年4月2日～29年4月1日生女子	加給年金	

計算方法

- 基本月額＝老齢厚生年金額(基金代行部分を含み、加給年金を除く)÷12
- 総報酬月額相当額＝その月の標準報酬月額+その月以前1年間の標準賞与額の総額÷12

総報酬月額相当額と基本月額		支給停止額
基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円以下		全額支給
総報酬月額相当額が 46万円以下	基本月額が28万円以下	(総報酬月額相当額+基本月額-28万円)÷2
	基本月額が28万円超	総報酬月額相当額÷2
総報酬月額相当額が 46万円超	基本月額が28万円以下	(46万円+基本月額-28万円)÷2 + (総報酬月額相当額-46万円)
	基本月額が28万円超	46万円÷2+(総報酬月額相当額-46万円)

働き方の工夫

年金が減らされるのは厚生年金に加入して働く場合に限られます。減額を避けるなら働き方を工夫しましょう。

厚生年金の加入は正社員の4分の3以上の勤務が条件です。正社員の所定労働時間が週40時間、月20日なら、週30時間以上、月15日以上働く場合が該当します。週20時間以上30時間未満なら年金は減らされず、雇用保険に加入して高年齢雇用継続給付をもらえます。

働きながら貰うという場合、給与額(及び賞与)額に応じて減額されます。

※例 給与が30万円の場合(賞与なし)、もし年金(60～65歳まで)が10万円あるとすると、本来ならば10万円の年金が働くことによって、6万円削られて**4万円支払われる**ことになります。

$$\text{基本月額} - (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \div 2$$

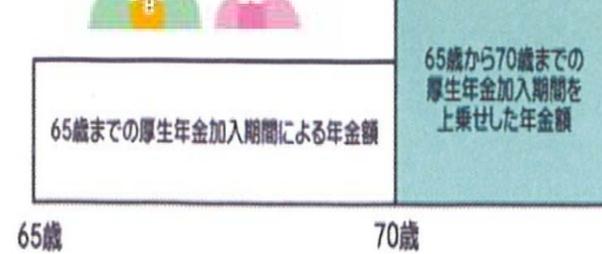
$$10\text{万円} - (30\text{万円} + 10\text{万円} - 28\text{万円}) \div 2 = 4\text{万円}$$

もし給与を18万円まで下げたら、年金はマルマル10万円もらえます。が給与30万円を18万円に下げるということは、12万円の収入が減ります。給与を38万円に上げたらもらう年金はゼロになります。

年金をカットされない働き方

在職老齢年金は、法律上、厚生年金の被保険者が報酬を受けている場合に適用されます。したがって、会社全体が厚生年金に加入していなければ、いくら給料をもらっても減額は行われないことになります。また、パート勤務等正社員の4分の3以上働いていない人は、会社が厚生年金に加入していても、加入の対象者からはずれます。正社員の4分の3未満に勤務を抑えることができるなら、この方法を取るのも手です。

70歳からの年金



70歳以降の厚生年金のまとめ

- 厚生年金は70歳までしか加入できない
- 70歳以降厚生年金保険料の支払いはない
- 70歳時点で厚生年金に加入していた人は、年金の再計算が行われ年金額が増える
- 70歳以降も65歳以降の在職老齢年金制度が適用される

70歳になると会社は厚生年金の資格喪失手続きを行います。よって70歳以上は健康保険・介護保険だけ加入ということになります。保険料についても厚生年金保険料は支払う必要はありません。

厚生年金加入期間

勤務期間

70歳までの厚生年金加入期間をブラして年金受取額が計算されます。65歳以降70歳まで厚生年金に加入していない人は、70歳時点での年金の再計算はありません。